

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和8年8月25日（火） 9：59～10：11

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：高市早苗 内閣総理大臣
林 芳正 国務大臣（総務大臣）
平 口 洋 国務大臣（法務大臣）
茂木敏充 国務大臣（外務大臣）
片山さつき 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
松本洋平 国務大臣（文部科学大臣）
鈴木憲和 国務大臣（農林水産大臣）
赤澤亮正 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
金子恭之 国務大臣（国土交通大臣）
石原宏高 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
小泉進次郎 国務大臣（防衛大臣）
木原 稔 国務大臣（内閣官房長官）
松本 尚 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
牧野たかお 国務大臣（復興大臣）
あかま二郎 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
黄川田仁志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
城内 実 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
小野田紀美 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
欠席者：上野賢一郎 国務大臣（厚生労働大臣）
陪席者：尾崎正直 内閣官房副長官
佐藤 啓 内閣官房副長官
露木康浩 内閣官房副長官
岩尾信行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件	3件
○政令	7件
○人事	6件
○報告	1件
○配布	3件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○木原国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、佐藤副長官から御説明申し上げます。

○佐藤内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、令和8年熊本地震による災害対応関係2件について、御決定をお願いいたします。「同災害により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置」は、同災害により被害を受けた区域内に事業所を有する中小企業者等に対し、貸付金利軽減の特別措置を講ずるものであり、「同災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定令の一部改正令」は、当該激甚災害に対し適用すべき措置として、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例を追加して指定するものであります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「ウクライナ国」及び「カナダ国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、恩赦1件について、御決定をお願いいたします。刑の執行の免除を行うものであります。

次に、政令6件について、御決定をお願いいたします。まず、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令の一部改正令」は、国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う出資等の業務の対象を追加するものであります。

次に、「デジタル庁組織令の一部改正令」は、同庁に置かれる参事官の定数を改めるものであります。

次に、「地方自治法施行令等の一部改正令」は、「第16次地方分権一括法」の施行に伴い、地方公共団体の監査を行う外部監査人の住所告示を廃止する等の改正を行うものであります。

次に、「入管法及び入管法第2条第5号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年10月1日とするものであり、「入管法施行令等の一部改正令」は、在留資格の変更の許可等に係る手数料の額を定める等の改正を行うものであります。

次に、「自衛隊法施行令の一部改正令」は、本年3月卒業の防衛医科大学校卒業生が離職した場合における償還金の算定の基礎となる金額を定める等の改正を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、松本デジタル大臣が、デジタル分野に関する企業関係者との会談等のため、本日から30日まで、小野田内閣府特命担当大臣が、アラブ首長国連邦政府要人との会談等のため、明日から28日まで、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、フィリピン国駐箚大使遠藤和也を願いに依り免ずること、及び外務審議官赤堀毅に大臣官房付を命じ、その後任に同大使を充てること等を承認することについて、それぞれ御決定をお願いいたします。

次に、経済産業省商務情報政策局文化創造産業課博覧会推進室長諸永裕一に、博覧会国際事務局総会日本政府代表を命ずること等について、御決定をお願いいたし

ます。

次に、裁判官人事といたしまして、簡易裁判所判事に任命するもの外1件について、御決定をお願いいたします。

次に、元衆議院議員松本剛明を正三位に叙し、旭日大綬章を授けるもの外1,155名の叙位、叙勲又は紺綬褒章授与等について、御決定をお願いいたします。

次に、「一般職の職員の給与等についての人事院の報告及び勧告等」について、御報告があります。本件につきましては、去る7日、国会及び内閣に勧告がなされたものであり、後程、松本尚大臣から御発言があります。

次に、配布資料といたしまして、「警察白書」があります。本件につきましては、後程、国家公安委員会委員長から御発言があります。

○木原国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、松本尚大臣。

○松本（尚）国務大臣：8月7日、人事院から、国家公務員の給与についての報告及び勧告が提出されました。この勧告を受けて、同日、持ち回りにより第1回給与関係閣僚会議が開催され、国家公務員の給与の取扱いの検討が行われました。なお、同日、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正についての勧告及び国家公務員災害補償法の改正についての意見の申出も提出されておりますので、必要な対応を検討してまいります。

○木原国務大臣：次に、国家公安委員会委員長。

○あかま国務大臣：令和8年警察白書では、「深刻化するサイバー空間の脅威と警察の新たな展開」と題する特集を組みました。この特集では、設置から5年の節目を迎えるサイバー特別捜査部におけるこれまでの取組について振り返るとともに、能動的サイバー防御の導入に向けた警察の取組や今後の展望について紹介しております。この白書作成に当たり、関係省庁に御協力を頂きましたことに改めて御礼を申し上げます。

○木原国務大臣：次に、小野田大臣。

○小野田国務大臣：8月11日、H3ロケット9号機による準天頂衛星システム「みちびき7号機」の打上げに成功いたしました。H3ロケットは、我が国の宇宙活動の自立性確保と国際競争力強化のために極めて重要な基幹ロケットです。今回、打上げに成功し、我が国のロケット技術の信頼性の高さを示すことができました。また、今回打ち上げた「みちびき7号機」は、国内外に正しい位置と時刻の情報を提供する測位衛星であり、今回の打上げ成功を踏まえ、他国の測位衛星に頼らず、みちびきのみで測位が可能となる7機体制を早期に構築し、バックアップ強化等を実現する11機体制に向けた開発を加速してまいります。今後とも、宇宙政策を担当する内閣府特命担当大臣として、関係省庁と連携し、我が国の宇宙開発利用を精力的に進めてまいり所存です。関係閣僚の皆様におかれては、特段の御理解・御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○木原国務大臣：次に、文部科学大臣。

○松本（洋）国務大臣：文化審議会文化功労者選考分科会に属すべき委員及び国立大学法人一橋大学の長の任命につきまして、別紙のとおり御了解願います。

- 木原国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。
- 高市内閣総理大臣：松本尚大臣及び小野田大臣は、それぞれ海外出張いたしますが、その出張不在中、城内大臣をデジタル大臣の、松本洋平大臣を小野田内閣府特命担当大臣の事務代理とすることといたします。
- 木原国務大臣：これ을もちまして、閣議を終了いたします。
- 引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、松本尚大臣。
- 松本（尚）国務大臣：長時間の超過勤務を行った職員については、医師による面接指導が義務付けられていますが、今年度、内閣人事局が行った調査では、必ずしも実施が徹底されていない状況にあります。超過勤務縮減に向けた取組と併せて、職員に対する面接指導を確実に実施することは、職員の健康維持はもちろん、職員一人一人の仕事と生活の調和の実現を支える基盤ともなるものです。各大臣におかれましては、面接指導が確実に実施されるよう、改めてしっかりと取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。
- 木原国務大臣：次に、黄川田大臣。
- 黄川田国務大臣：本年の地方分権改革の提案募集については、去る8月5日に、関係府省庁に対し、第1次回答への「地方からの見解」等を送付し、再検討の要請を行ったところです。第1次回答では、関係府省庁からは、慎重な回答も少なくありませんでした。地方からの提案は、いずれも地域の切実な要望を反映した重要な提案であり、政府としては、持続可能な地方行財政の確保に向けて、自治体の事務の簡素化や地域における行政サービスの維持等を進め、地方分権改革に取り組むこととしております。関係閣僚におかれては、今月末の回答の締切りまであと僅かとなっておりますが、今一度リーダーシップを発揮していただき、回答いただきますようお願いいたします。
- 木原国務大臣：なお、海外出張された黄川田大臣及び国土交通大臣の帰朝報告は、お手元の資料のとおりです。
- ほかに御発言はございますか。
- 無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 $\left(\begin{array}{c} \text{令和 8 年} \\ \text{8 月 25 日} \end{array} \right)$ (火)

◎ 一 般 案 件

資 料
あ り

○ 令和 8 年熊本地震による災害により被害を受けた
中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置
について (決定)

(財務省・内閣府本府・厚生労働・経済産業省)

資 料
な し

☆ ウクライナ国駐箚特命全権大使大隅 洋外 1 名に
交付すべき信任状及び前任特命全権大使中込正志
外 1 名の解任状につき認証を仰ぐことについて
(決定)

(外務省)

〃 ☆ 恩赦について (決定) (内閣官房)

◎ 政 令

資 料
あ り

○ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する
法律施行令の一部を改正する政令 (決定)

(内閣府本府)

〃 ○ 令和 8 年熊本地震による災害についての激甚災害
及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政
令の一部を改正する政令 (決定)

(内閣府本府・財務・経済産業省)

〃 ○ デジタル庁組織令の一部を改正する政令 (決定)
(デジタル庁)

〃 ○ 地方自治法施行令及び公職選挙法施行令の一部を
改正する政令 (決定) (総務省)

〃 ○ 出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難
民認定法第 2 条第 5 号ロの旅券を所持する外国人
の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する
法律の一部の施行期日を定める政令 (決定)

(法務省)

- 資料あり
資あり ○出入国管理及び難民認定法施行令及び日本国との
平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入
国管理に関する特例法施行令の一部を改正する
政令（決定）（法務・財務省）
- 〃 ○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（決定）
（防衛省）

◎人 事

- 資料なし
資なし ☆デジタル大臣松本 尚外 1 名の海外出張について
（了解）
- 資料あり
資あり ○特命全権大使遠藤和也を願に依り免ずることにつ
いて（決定）
- 〃 ☆経済産業省商務情報政策局文化創造産業課博覧会
推進室長諸永裕一外 1 名に博覧会国際事務局総会
日本政府代表を命免することについて（決定）
- 〃 ○各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得る
ことについて（決定）
- 資料なし
資なし ☆高山光明を簡易裁判所判事に任命し、判事補兼簡
易裁判所判事出縄英行外 3 名を願に依り免ずるこ
とについて（決定）
- 資料あり
資あり ○元衆議院議員松本剛明外 1， 1 5 5 名の叙位、叙
勲又は紺綬褒章授与等について（決定）

◎報 告

- 資料あり
資あり ☆一般職の職員の給与等についての人事院の報告及
び勧告等について（内閣官房）

◎配 布

- ☆令和 8 年警察白書（警察庁）
- ☆長野県知事選挙結果調（総務省）
- ☆消費者物価指数（同上）

〔○署名あり ☆署名なし〕